

令和 8 年度石川県製菓衛生師試験実施要領

1 目的

製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 4 条第 1 項の規定による製菓衛生師試験を実施するため、必要な事項を定め、その適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

2 受験資格

次の（１）から（３）のいずれかに該当する者であること。

- （１）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
 - （２）学校教育法第 57 条に規定する者であって、2 年以上菓子製造業に従事したもの
 - （３）昭和 41 年 12 月 26 日現在において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第 57 条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が 3 年を超えている者
- （注）旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和 41 年厚生省令第 45 号）附則第 2 項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第 57 条に規定する者とみなす。

3 試験会場

石川県庁行政庁舎 11 階会議室（金沢市鞍月 1 丁目 1 番地）

4 試験の日時

令和 8 年 9 月 1 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

5 試験科目

- （１）衛生法規
- （２）公衆衛生学
- （３）食品学
- （４）食品衛生学
- （５）栄養学
- （６）製菓理論及び実技（文章問題）

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）別表第 11 の 3 の 3 に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者は、受験者の申し出により製菓理論及び実技を免除する。

6 出願に必要な書類等

- （１）製菓衛生師試験受験願（別記様式第 1 号）
- （２）受験資格証明書
 - ア 受験資格（１）の者にあつては、製菓衛生師養成施設において 1 年以上必要な知識及び技能を修得したことを証する書類
 - イ 受験資格（２）又は（３）の者にあつては、菓子製造業従事証明書（別記様式第 2 号）
- （３）写真（出願前 6 ヶ月以内に撮影した縦 4.5cm×横 3.5cm（パスポート用のサイズ）、正面上半身、無帽のもので、裏面に氏名を記載したもの）
- （４）受験票に 85 円切手を貼り住所、氏名を記入したもの
- （５）受験手数料 9,400 円
 - 受験手数料に相当する額の石川県証紙を所定の用紙（手数料納入票）に貼って住所、氏名を記入すること。
- （６）試験科目の一部免除を申請する場合には、試験科目の一部免除申請書（別記様式第 3 号）

7 書類の提出先

県内(金沢市を除く。)受験者にあつては、住所地を管轄する保健福祉センターへ提出すること。
金沢市又は石川県外に居住する者は、石川県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

提出は持参を原則とするが、特別の事情によりこれによりがたい場合には郵送(石川県健康福祉部薬事衛生課宛：簡易書留に限る)による提出とすること。

配布・受付	住所	電話
石川県健康福祉部薬事衛生課(県庁9階)	〒920-8580 金沢市 鞍月1丁目1番地	076-225-1443
南加賀保健福祉センター(食品保健課)	〒923-8648 小松市 園町ヌ48番地	0761-22-0794
石川中央保健福祉センター(食品保健課)	〒924-0864 白山市 馬場2丁目7番地	076-275-2253
能登中部保健福祉センター(食品保健課)	〒926-0021 七尾市 本府中町ソ27番9	0767-53-6892
能登北部保健福祉センター(食品保健課)	〒928-0079 輪島市 鳳至町畠田102番地4	0768-22-2028

8 出願期間

令和8年7月15日(水)から同月31日(金)までの土、日、祝日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、令和8年7月31日(金)までの消印があるものを有効として受け付ける。

9 受験票の交付等

受験願書を受理したときは、試験日の1週間前までに出願者あて受験票を発送するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表及び通知

合格者の発表は、令和8年10月14日(水) 午後1時に実施する。

発表は、石川県健康福祉部厚生政策課前掲示板及び各保健福祉センターに合格者の受験番号を掲示するとともに、県ホームページにも掲載する。なお、この試験結果は、合格者本人あて通知する。

なお、受験者本人は合格発表の日から1か月間、薬事衛生課で当試験の総合得点及び科目別得点について、口頭で情報提供を求めることができる。この場合、必ず受験票及び運転免許証等の写真が貼付されており、受験者本人とわかるものを持参すること。

11 その他

- (1) 提出された受験に必要な書類及び手数料は、受理された後は一切返還しない。
- (2) 天災、感染症の影響等により試験を延期(中止)する場合、以下の石川県のホームページで通知する。なお、試験の延期(中止)に伴う個人的損害について、県は一切の責を負わない。
- (3) 障がいがある方で、車椅子等を使用されるなど特別な配慮を必要とされる場合は、必ず受験申込時に個別に相談すること。

令和8年度 石川県製菓衛生師試験案内

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/syokuhin/seika.html>